

1 良質な社会資本整備は自治体の責務です

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年3月31日法律第18号)において、「公共工事の発注者は良質な社会資本を整備することにより、福祉の向上、経済の健全な発展に寄与すること」とされています。

また、建築士法の改正により、設計や工事監理業務の委託費算定における委託者と受託者の業務範囲が明確化され(法第25条、平成21年国土交通省告示第15号)、より一層適正な契約遂行が求められるようになっています。



(財)福岡県建設技術情報センター営繕指導課は、これまで県内数多くの自治体において、公共工事の基本・実施設計、工事監理、耐震診断業務を受託し、幅広いノウハウを蓄積して参りました。これらのノウハウを活かして、各自治体が設計等の発注を行う際、その委託費の一部を活用してもらうことで、より良質な公共建築づくりをお手伝い致します。

これは本来、各自治体の技術職員が行う業務について、私たちが発注者支援という名目で行うものです。つまり、この「発注者支援業務」は、建築物の基本設計や実施設計、また総合評価方式の工事発注事務、工事監理等皆様が発注された業務の進行管理や技術的なチェックを、専門家の観点から、また行政の観点から、発注者の立場に立って実施し、良質な社会資本整備に役立つというものです。

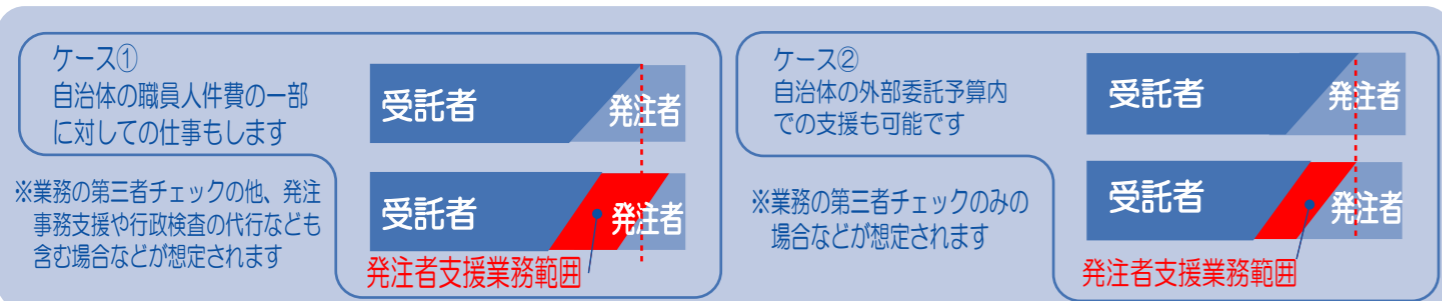
2 発注事務、設計、工事監理など幅広くお手伝いできます



3 発注者支援業務を活用することで、どのような効果があるの？

この業務では、自治体の職員が行う委託業務と、設計や工事監理といった受託者が行う内容の間に立って、各者の調整や専門的な助言、行政手続きの代行などを行います。

これにより、皆様の業務負担を軽減し、技術職員の人件費程度の上乗せを行っていただくことで、良質な公共建築物の整備が可能となるものです。公共建築の整備にお困りの場合はこの業務を是非ご検討下さい。



4 具体的な活用事例について

事例Ⅰ 設計業務に関する第三者チェックとして

各自治体が民間の設計事務所等の設計業務を委託する場合、一般的に設計事務所等は、専門知識と社会的見識をもって業務を遂行しますので、一定のレベルの成果物は期待できます。

しかし、本来、建築物の設計とは、発注者である自治体が共に考え、意見を交換することでより良い成果物をつくり出すことができる業務です。

そこで、技術職員の不足等の理由により、技術的なチェックや質疑等への対応が困難な場合は、当センターが発注者の立場で、技術的な観点から設計内容のチェックやアドバイスをを行います。



事例Ⅱ 工事監理に関する第三者チェックや検査代行として

各自治体が民間の設計事務所等に工事監理業務を委託する場合は、設計事務所等が設計図書どおりの施工が行われているかのチェックを行います。

一方で、発注者側でも、契約が適正に遂行されているか確認するための工事検査などが必要です。また、現場で発生する様々な質疑に対し、発注者として工事の進捗を妨げないよう速やかに回答すべき場面も多々あります。しかし、工事監理の徹底を図りたい、時機を逸することなく正確な検査や指示を行いたい、と考えていても、技術職員の不足等により、そういった対応が困難な状況も考えられます。

そこで、当センターが発注者の立場で、工事監理における第三者管理や検査の代行など幅広く対応致します。

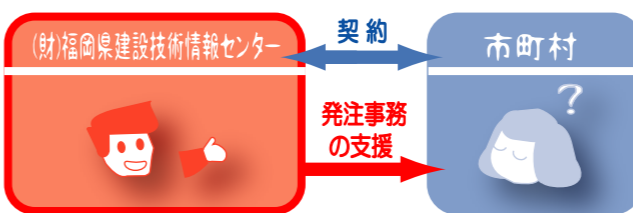


事例Ⅲ 総合評価方式入札など、入札事務に関する発注事務支援として

公共建築分野でも導入が進められている総合評価方式の入札事務などでは、評価段階において、技術的な知識が要求される場合があり、その判断を誤ると適切な業者選定が困難となります。

そこで、当センターでは、総合評価方式の技術提案の項目設定を行ったり、入札参加業者から提案された内容の評価を行うなどの技術的な支援を行っています。

他にも、設計業務委託でコンペ方式を採用する場合なども、確実な業者選定ができるようお手伝い致します。



お問い合わせはこちらまで...
 (財)福岡県建設技術情報センター 営繕指導課
 〒811-2416 糟屋郡篠栗町大字田中315-1
 TEL:092-947-2493 FAX:092-947-2504
 E-mail:eizen@fcti.jp

※当センターは公共工事の品質確保の促進に関する法律第15条第3項に定める「専門技術を持ち発注関係事務を公正に行える者」として、県より指定されています。

